



## 平成 28 年第一回練馬区議会定例会が閉会

～ 平成 28 年度練馬区一般会計予算などを可決 ～

と き 3月11日(金) 本会議 午後1時1分～午後3時1分

と ころ 練馬区議会(練馬区豊玉北6-12-1)

2月5日に開会した平成28年第一回練馬区議会定例会は、3月11日午後1時1分から本会議を開き、「平成28年度練馬区一般会計予算、4特別会計予算」「平成28年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区医療環境整備基金条例」「練馬区文化芸術振興基金条例」など区長提出63議案と、議員提出の「児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書」の計64議案を原案どおり可決した。

本会議は、午後3時1分に閉会した。

2月10日に先議された議員提出議案「北朝鮮のミサイル発射に対して断固抗議する決議」および今定例会中に可決された議案の内訳等は、添付の資料のとおり。

### 【添付資料】

議決件名等一覧表

「北朝鮮のミサイル発射に対して断固抗議する決議」

「児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書」

【問い合わせ】議会事務局 電話03-5984-4732

平成28年第一回練馬区議会定例会議決件名等一覧表

平成28年3月11日

議	決	議	案
---	---	---	---

- |    |        |  |            |
|----|--------|--|------------|
| 1  | 議案第1号  | 平成28年度練馬区一般会計予算                                  | (原案通り可決確定) |
| 2  | 議案第2号  | 平成28年度練馬区国民健康保険事業会計予算                            | (原案通り可決確定) |
| 3  | 議案第3号  | 平成28年度練馬区介護保険会計予算                                | (原案通り可決確定) |
| 4  | 議案第4号  | 平成28年度練馬区後期高齢者医療会計予算                             | (原案通り可決確定) |
| 5  | 議案第5号  | 平成28年度練馬区公共駐車場会計予算                               | (原案通り可決確定) |
| 6  | 議案第6号  | 練馬区文化芸術振興基金条例                                    | (原案通り可決確定) |
| 7  | 議案第7号  | 練馬区医療環境整備基金条例                                    | (原案通り可決確定) |
| 8  | 議案第8号  | 練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例   | (原案通り可決確定) |
| 9  | 議案第9号  | 練馬区行政不服審査会条例                                     | (原案通り可決確定) |
| 10 | 議案第10号 | 練馬区審理、喚問等に出頭した者および公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 11 | 議案第11号 | 練馬区情報公開条例の一部を改正する条例                              | (原案通り可決確定) |
| 12 | 議案第12号 | 練馬区個人情報保護条例の一部を改正する条例                            | (原案通り可決確定) |
| 13 | 議案第13号 | 練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例                  | (原案通り可決確定) |
| 14 | 議案第14号 | 練馬区職員の退職管理に関する条例                                 | (原案通り可決確定) |
| 15 | 議案第15号 | 練馬区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例                         | (原案通り可決確定) |
| 16 | 議案第16号 | 練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例                | (原案通り可決確定) |
| 17 | 議案第17号 | 練馬区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                      | (原案通り可決確定) |
| 18 | 議案第18号 | 練馬区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例                | (原案通り可決確定) |
| 19 | 議案第19号 | 練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例       | (原案通り可決確定) |
| 20 | 議案第20号 | 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                         | (原案通り可決確定) |
| 21 | 議案第21号 | 練馬区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例                       | (原案通り可決確定) |
| 22 | 議案第22号 | 練馬区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例                     | (原案通り可決確定) |
| 23 | 議案第23号 | 練馬区特別区税条例の一部を改正する条例                              | (原案通り可決確定) |
| 24 | 議案第24号 | 練馬区農業委員会委員定数条例                                   | (原案通り可決確定) |
| 25 | 議案第25号 | 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部を改正する条例                    | (原案通り可決確定) |

- 26 議案第26号 練馬区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 27 議案第27号 練馬区介護保険条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 28 議案第28号 練馬区営住宅条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 29 議案第29号 練馬区建築審査会条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 30 議案第30号 練馬区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 31 議案第31号 練馬区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 32 議案第32号 練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 33 議案第33号 練馬区立児童遊園条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 34 議案第34号 練馬区立光が丘健康運動公園施設条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 35 議案第35号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 36 議案第36号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 37 議案第37号 練馬区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 38 議案第38号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 39 議案第39号 特別区道路線の認定について(春日町一丁目) (原案通り可決確定)
- 40 議案第40号 特別区道路線の認定について(下石神井三丁目) (原案通り可決確定)
- 41 議案第41号 特別区道路線の認定について(西大泉六丁目) (原案通り可決確定)
- 42 議案第42号 特別区道路線の認定について(田柄一丁目) (原案通り可決確定)
- 43 議案第43号 練馬区立高松地区区民館・高松保育園大規模改修工事請負契約 (原案通り可決確定)
- 44 議案第44号 仮称練馬区立大泉高齢者センターほか新築工事請負契約 (原案通り可決確定)
- 45 議案第45号 仮称練馬区立大泉高齢者センターほか新築機械設備工事請負契約 (原案通り可決確定)
- 46 議案第46号 仮称練馬区立大泉高齢者センターほか新築電気設備工事請負契約 (原案通り可決確定)
- 47 議案第47号 練馬区立開進第四中学校給食調理用厨房備品の買入れについて (原案通り可決確定)
- 48 議案第48号 練馬区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について (原案通り可決確定)
- 49 議案第49号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 (原案通り可決確定)
- 50 議案第50号 練馬区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 51 議案第51号 練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 52 議案第52号 土地の買入れについて(仮称練馬区立清水山公園用地) (原案通り可決確定)

- |    |           |   |            |
|----|-----------|---|------------|
| 53 | 議案第53号    | 平成27年度練馬区一般会計補正予算   | (原案通り可決確定) |
| 54 | 議案第54号    | 平成27年度練馬区国民健康保険事業会計補正予算   | (原案通り可決確定) |
| 55 | 議案第55号    | 平成27年度練馬区介護保険会計補正予算   | (原案通り可決確定) |
| 56 | 議案第56号    | 平成27年度練馬区後期高齢者医療会計補正予算  | (原案通り可決確定) |
| 57 | 議案第57号    | 平成27年度練馬区公共駐車場会計補正予算  | (原案通り可決確定) |
| 58 | 議案第58号    | 平成28年度練馬区一般会計補正予算   | (原案通り可決確定) |
| 59 | 議案第59号    | 練馬区立デイサービスセンター条例の一部を改正する条例  | (原案通り可決確定) |
| 60 | 議案第60号    | 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例  | (原案通り可決確定) |
| 61 | 議案第61号    | 練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 62 | 議案第62号    | 練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例  | (原案通り可決確定) |
| 63 | 議案第63号    | 和解および損害賠償の額の決定について  | (原案通り可決確定) |
| 64 | 議員提出議案第2号 | 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書  | (原案通り可決確定) |
| 65 | 陳情第46号    | 区議会議場の国旗の掲揚について   | (不採択)      |

## 北朝鮮のミサイル発射に対して断固抗議する決議

本年2月7日午前9時31分頃、北朝鮮が「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイルの発射を強行した。

我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強く自制を求めていたにもかかわらず、発射を強行し、我が国のみならず東アジア地域全体の平和と安定を損なう行為であり、断じて容認できるものではない。

北朝鮮は、平成10年、18年と21年、そして24年にも長距離弾道ミサイルを発射し、平成18年、21年および25年に続き、本年1月には核実験をも強行している。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議第2094号をはじめとした累次の安保理決議や、日朝平壤宣言にも違反することは明らかである。

また、本区議会は、北朝鮮が本年1月6日に4回目の核実験を強行した際には、核実験に対して断固非難し、厳重に抗議するとともに、核実験および安保理決議に違反する行為を今後行わないよう強く求める声明を表明したところである。

今回、北朝鮮が国際社会を無視し、発射を強行したことは極めて遺憾であり、決して容認できるものではない。

よって、本区議会は、北朝鮮のミサイル発射に対して厳重に抗議するとともに、安保理決議に違反する行為を今後行わないよう強く求めることをここに表明する。

以上、決議する。

平成28年2月10日

練馬区議会

## 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いている。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加している。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定した。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請する。

### 記

- 1 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業をすべての自治体で実施できるようにすること。
- 2 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
- 3 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に、児童福祉司、児童心理司、保健師等をはじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から、弁護士を活用等を積極的に図ること。
- 4 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において、警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。

- 5 一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。  
また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して  
養育される環境を整えること。
- 6 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるよう  
にするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対し、きめ細かなアフ  
ターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月11日

練馬区議会議長 かしわざき 強

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
国家公安委員会委員長

} あて